

「新型コロナウイルス感染症」に関わる、東京都大気汚染医療費助成制度の運用について

●令和2年4月7日

- ・国は「緊急事態宣言」を発令。

●令和2年4月22日

- ・都は、「東京都における新型コロナウイルス感染症のまん延の影響を受けた者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する条例（令和2年東京都条例第54号）」を施行。
- ・上記条例により、他の複数の手続き等と共に「大気汚染に係る健康障害者に対する医療費の助成に関する条例」の医療券の更新について、有効期間が令和2年4月30日から令和2年8月31日までの医療券の更新期間の満了日を令和2年9月30日までと延長。
- ・その後も新型コロナウイルス感染症のまん延は収まらず、呼吸器系疾患である気管支喘息等の患者である医療費助成対象者が感染を防ぐために通院出来ない事情がある事を考慮し、更新手続き方法を変更して医療費助成対象者に不利益が生じない対応を図ることとした。

●令和2年10月1日

- ・都は更新申請書類の「主治医診療報告書」の提出が無くとも、後日「主治医診療報告書」を提出とする「念書」を提出し、他の申請書類が整っていれば更新申請書類として受理し、医療券を発行する手続きを、令和3年3月31日までの特例措置として施行。

●令和3年1月7日

- ・国は「緊急事態宣言」を発令。

●令和3年1月8日

- ・都は、「東京都特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する条例（令和2年東京都条例第54号）」を施行。
- ・上記条例により、「大気汚染に係る健康障害者に対する医療費の助成に関する条例」について、医療券の更新について、有効期間が令和3年1月31日から令和3年5月31日までの医療券の更新期間の満了日を令和3年6月30日まで延長。

●令和3年1月14日

- ・更新申請書類の「主治医診療報告書」の提出が無くとも、後日「主治医診療報告書」を提出とする「念書」を提出し、他の申請書類が整っていれば更新申請書類として受理し、医療券を発行する手続きを令和3年6月30日までと改正。

●令和3年4月25日

- ・国は「緊急事態宣言」を発令。

●令和3年4月27日

- ・都は、「東京都特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する条例（令和2年東京都条例第54号）」を施行。
- ・上記条例により、「大気汚染に係る健康障害者に対する医療費の助成に関する条例」について、医療券の更新について、有効期間が令和3年1月31日から令和3年8月31日までの医療券の更新期間の満了日を令和3年9月30日まで延長。

●令和3年5月6日

- ・更新申請書類の「主治医診療報告書」の提出が無くとも、後日「主治医診療報告書」を提出とする「念書」を提出し、他の申請書類が整っていれば更新申請書類として受理し、医療券を発行する手続きを令和3年9月30日までと改正。

●令和3年7月12日

- ・国は「緊急事態宣言」を発令。

●令和3年7月13日

- ・都は、「東京都特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する条例（令和2年東京都条例第54号）」を施行。
- ・上記条例により、「大気汚染に係る健康障害者に対する医療費の助成に関する条例」について、医療券の更新について、有効期間が令和3年1月31日から令和3年11月30日までの医療券の更新期間の満了日を令和3年12月31日まで延長。

●令和3年7月15日

- ・更新申請書類の「主治医診療報告書」の提出が無くとも、後日「主治医診療報告書」を提出とする「念書」を提出し、他の申請書類が整っていれば更新申請書類として受理し、医療券を発行する手続きを令和3年12月31日までと改正。

●令和3年9月30日

- ・国は「緊急事態の終了」とした。

- ・都は、「東京都特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する条例（令和2年東京都条例第54号）」に基づく医療券の更新期間の満了日の延長及び更新申請書類の「主治医診療報告書」の提出が無くとも、後日「主治医診療報告書」を提出とする「念書」を提出し、他の申請書類が整っていれば更新申請書類として受理し、医療券を発行する手続きを令和3年12月31日で終了となった。